

大分大学経済学部久保奨学基金運営委員会細則

平成19年5月9日制定
平成19年経済学部細則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学経済学部久保奨学基金取扱規程（平成19年経済学部規程第3号）第4条第2項の規定に基づき、大分大学経済学部久保奨学基金運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学経済学部久保奨学基金（以下「基金」という。）に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) その他基金の運営に関する必要な事項
- 2 委員会は、毎年度、基金の財務状況を大分大学経済学部久保奨学基金評議委員会に報告し、承認を得なければならない。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 教務委員長
 - (3) 学生生活委員長
 - (4) 大学院委員長
 - (5) メジャーの教員 各1人
- 2 前項第5号の委員は、教授会の選考に基づき、学部長が指名する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第2項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学外の有識者の中から学部長が適任者を選任し、委嘱するものとする。
- 3 顧問は、委員会の要請に応じて、基金の運営に関し助言するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成19年5月9日から施行する。

附 則（令和6年経済学部細則第2号）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。